

公益上の必要性から講じられる市税の軽減措置一覧

1 平成25年度以降に新たに実施する軽減措置分(特区条例等によるもの)

番号	税目	軽減内容	平成25年度 軽減見込額 (千円)	軽減理由	事業 担当所属
1	法人市民税 固定資産税 事業所税 都市計画税	国際戦略総合特区における地方税の軽減	0	市内への先端技術に関する企業の集積を促進し、研究開発やビジネス創出機能等、技術革新を生み出す国際的な競争拠点の形成を図るため	計画調整局

(注) 詳細については、事業担当所属の予算事業一覧をご参照ください。

問合せ先：計画調整局開発調整部開発計画課企画調整担当(電話:06-6615-6135)

2 既存の減免措置分(市税条例施行規則によるもの)

番号	税目	減免内容	平成25年度 減免見込額 (千円)	減免理由	関係局
1	固定資産税 都市計画税	市地域振興会、区地域振興会、連合振興町会及び振興町会が専らその本来の用に供する固定資産について免除	60,667	地域社会の福祉増進に尽くす住民自治組織である地域振興会等がその活動を行う上で必要な施設等であるため	※
2	固定資産税 都市計画税	マンションに設置する集会所の用に供する家屋で一定の要件を満たしているものについて免除	13,114	振興町会の本来の用に供するなどの一定の要件を満たすものについては、これまで減免を適用している地域振興会の施設と同様に、地域コミュニティの拠点づくりに貢献するものであるため	※
3	固定資産税 都市計画税	都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の補完的施設として設置する児童遊園の用に供する固定資産について免除	24,591	児童遊園が都市公園を補完する施設として、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成に資することを目的として設置されているため	※
4	固定資産税 都市計画税	マンションに設置する児童の遊び場の用に供する土地で一定の要件を満たしているものについて100分の67に相当する額の減額	16,393	地域の子どもの遊び場として開放し広く利用され、一定の要件を満たすものについては、子どもにやさしい生活環境づくりに貢献するものであるため	※
5	固定資産税 都市計画税	地域の老人に対し活動の場を提供することを目的として当該地域の老人クラブ又は社会福祉協議会が設置し経営する施設(「老人憩の家」)において、その本来の用に供する固定資産について免除	56,598	「老人憩の家」が高齢者の自主活動の場や地域の活動拠点として公益性の高い事業を実施するための施設であるため	※
6	固定資産税 都市計画税	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められているものにおいて、その本来の用に供する固定資産について100分の67に相当する額を減額	131,073	公衆浴場が市民の保健衛生の確保に必要な施設であり、その入浴料金について物価統制令の統制を受けているため	※
7	固定資産税 都市計画税	領事館の用に供する固定資産について免除	1,655	外国政府が所有する領事館の用に供する固定資産については非課税とされていることを踏まえ、また、領事館の市内設置は大阪の国際化を進めていく上で重要な要素であることから、領事館の市内への立地促進又は市内からの転出防止を図るとともに、領事館との良好な関係を維持するため	政策企画室
8	固定資産税 都市計画税	大阪ドームの用に供する家屋及び償却資産について免除	210,531	株式会社大阪シティドームの会社更生手続に際し、平成18年5月に本市、オリックス株式会社及び更生管財人との間で締結された「基本確認書」において、ドーム機能ないし公共性の維持に関する条件を満たす場合、本市は固定資産税の減免措置を含む従来からの支援を継続する旨が含まれているため	計画調整局
9	軽自動車税	身体障がい者等が所有し専用する軽自動車等について免除	11,144	軽自動車を使用することにより障がい者等の社会参加が促進されており、障がい者等の日常生活にとって不可欠な生活手段となっているため	福祉局 健康局
10	軽自動車税	身体障がい者等(満18歳以上の軽度身体障がい者を除く。)と生計を一にする者が所有し、かつ、当該身体障がい者等のために専用する軽自動車等について免除	7,973	軽自動車を使用することにより障がい者等の社会参加が促進されており、障がい者等の日常生活にとって不可欠な生活手段となっているため	福祉局 健康局
11	軽自動車税	その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等について免除	554	その構造が専ら障がい者等の利用に供されるためのものである軽自動車は、自己所有及び生計同一人所有の軽自動車に代わるものとして、障がい者等の日常生活にとって不可欠な生活手段となっているため	福祉局
12	軽自動車税	社会福祉法第22条に定める社会福祉法人が所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等について免除	2,312	社会福祉法人が保有する軽自動車については、社会福祉事業に使用され、住民の福祉の向上に寄与していると認められるため	福祉局

(注) 「関係局」欄については、当該減免措置の創設(若しくは継続)を要求した所属を記載している。

なお、※表示の減免措置については、平成24年度における減免措置の見直しにおいて、減免対象に対する財政支援のあり方等を検討する必要があるため現行制度を1年間継続とした経過を踏まえ、今回は関係局の記載は行わないこととしている。

問合せ先：1～8 財政局税務部課税課課固定資産税(償却資産)グループ(電話:06-6208-7768) 9～12 財政局税務部課税課課法人課税グループ(電話:06-6208-7747)